



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

873	平成28年度クリーニング師試験の実施	（食品・生活衛生課）.....	1
874	指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）.....	2
875	〃	（ 〃 ）.....	2
876	〃	（ 〃 ）.....	2
877	〃	（ 〃 ）.....	3
878	〃	（ 〃 ）.....	3
879	指定自立支援医療機関の変更	（ 〃 ）.....	3
880	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	（薬務課）.....	3
881	農用地利用配分計画の認可	（経営支援課）.....	5
882	平成28年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成28年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（森林整備課）.....	5
883	特定第2号漁業者の同意成立の届出	（水産振興課）.....	7
884	漁船損害等補償法等の規定による付保義務の発生の同意	（資源管理課）.....	8
885	建設業の許可の取消し	（技術調査課）.....	8

○ 公告

入札公告	（総務事務集中課）.....	8
------	----------------	---

○ 正誤

平成28年6月7日付け和歌山県報第2766号目次中		11
平成28年7月1日付け和歌山県報第2773号和歌山県告示第740号中		11

告 示

和歌山県告示第873号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成28年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成28年10月27日（木）午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

（1）学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

（2）実技試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成28年9月26日（月）から同年10月3日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成28年10月3日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。
また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）又は各保健所に行うこと。

和歌山県告示第874号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人喜成会	和歌山市北野117-1	訪問看護ステーション紀伊	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第875号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Axis Support	和歌山市本町8-9-1 マンション本町103	訪問看護ステーションりいいち	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第876号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日

寺下サニークリニック	和歌山市和歌町22	寺下史朗	平成 28. 7. 1
------------	-----------	------	----------------

和歌山県告示第877号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Link	田辺市上の山2-15-45 ロータリービル201号	訪問看護ステーション和	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第878号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーションピースフル	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第879号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
エース薬局延時支店	和歌山市向153-1	医療機関の所在地	和歌山市向155-3	和歌山市向153-1	平成 28. 7. 1

和歌山県告示第880号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「ROUTE CW」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「福袋 10Pack」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「福袋 5Pack」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「GOD POWER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (5) 次の写真に示すとおり、「Freeze 氷」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「XXX 5Pack」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「VIRGIN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「crystal-one」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「情事 魅惑のアロマリキッド」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「誘惑のアロマリキッド 情事MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「COLORFUL Party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「eternity 永遠の愛」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「GENESIS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「女神」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「極上の香り ラフティング」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「NIGHTROUGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「GUY MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「GUY MAX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「thunderbird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「エロスEross 愛AI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「エロスEross 恋REN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「SAMBA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「MIDORI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「TATA Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「鬼武者 蒼」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「鬼武者 紅」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「大奥 乱の間」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND Speed II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「DIAMOND Rush III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「XXX Euforia III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「K2 Yellow」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「K2 Black 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「K2 Super 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Cold Stone Queen」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Cold Stone King」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (39) 次の写真に示すとおり、「Cold Stone Queen 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「XX SEX BOMBER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「刀」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真を付して「BZ-7MPM」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真を付して「BZ-MMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (45) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (46) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue5」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (47) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue6」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue7」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成28年7月22日

和歌山県告示第881号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年7月11日に認可した。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第27号-1	日高郡日高町小浦字矢田ケ谷377-3
平成28年度第27号-2	日高郡日高町高家字深田1212-5
平成28年度第28号	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字中ノ岡1055-1外11筆

和歌山県告示第882号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成28年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成28年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業
- イ 平成28年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成28年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業
平成29年2月21日（火）まで
- イ 平成28年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業
平成29年2月21日（火）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成28年7月22日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (11) (10) の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成28年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人事業者にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税の全税目

（ウ）法人にあっては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人事業者にあっては直近1年度分の市町村民税

キ 2（9）から（11）までの要件を満たしている者であることを証する書類

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（2）（1）のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年7月22日（金）から同年8月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。

（3）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年7月22日（金）から同月28日（木）までの間に西牟婁振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年7月22日（金）から同年8月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

西牟婁振興局農林水産振興部林務課

田辺市朝日ヶ丘23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7911

ファクシミリ番号 0739-26-7918

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成28年8月9日（火）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対しては、（2）の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第883号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
田野浦漁業協同組合の地区	総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網

和歌山県告示第884号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 新庄

和歌山県告示第885号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 取消年月日 平成28年7月6日

2 取消処分を受けた者

- (1) 商号 庄田組
- (2) 代表者氏名 庄田稔夫
- (3) 主たる営業所の所在地 田辺市本宮町檜葉197番地の2
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-27）第7359号

3 取消しの原因となった事実

代表者は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の規定により、平成28年4月7日和歌山地方裁判所新宮支部から禁錮2年6月、執行猶予3年の判決を受け、同年4月22日に刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

公 告**入 札 公 告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成28年度 調達案件番号 20160029007号
- (2) 調達案件名
和歌山県民文化会館大ホール音響調整卓等更新備品
- (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県民文化会館大ホール音響調整卓等更新備品 一式

- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成29年1月20日（金）
 - (6) 納入場所
和歌山県民文化会館大ホール
（和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」に登録されている者であること。
- また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成28年7月22日（金）から同年8月10日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
平成28年8月19日（金）午前10時30分から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年8月18日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
- この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入

札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成28年8月18日（木）午前9時から同月19日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち会わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の可否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の可否

要

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Renewal of the mixer and its peripheral equipments at the main hall of Wakayama

Prefectural Cultural Hall : 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 19 August 2016

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

正 誤

正 誤

平成28年6月7日付け和歌山県報第2766号目次中

ページ	誤	正
1	平成25年和歌山県告示452号	平成25年和歌山県告示第452号

正 誤

平成28年7月1日付け和歌山県報第2773号和歌山県告示第740号中

ページ	誤	正
7	南塩谷	南塩屋